

2012 年度

地球温暖化対策計画書

1 指定地球温暖化対策事業者の概要

(1) 指定地球温暖化対策事業者及び特定テナント等事業者の氏名

指定地球温暖化対策事業者 又は特定テナント等事業者の別	氏名（法人にあつては名称）
指定地球温暖化対策事業者	東京都中央卸売市場築地市場
特定テナント等事業者	東京都水産物卸売業者協会
特定テナント等事業者	東京シティ青果株式会社
特定テナント等事業者	築地市場青果連合事業協会
特定テナント等事業者	一般財団法人 東京都中央卸売市場環境整備協会

(2) 指定地球温暖化対策事業所の概要

事業所の名称			東京都中央卸売市場築地市場						
事業所の所在地			東京都中央区築地五丁目2番1号						
業種等	事業の業種	分類番号	S98	S_公務...他に分類されるものを除く		地方公務			
		産業分類名	地方公務						
	事業所の種類	主たる用途	卸売市場						
		建物の延べ面積 (熱供給事業所にあつては熱供給先面積)		前年度末	279,967.66	m ²	基準年度	283,201.00	m ²
		用途別内訳	事務所	前年度末	46,329.25	m ²	基準年度	45,647.00	m ²
			情報通信	前年度末		m ²	基準年度		m ²
			放送局	前年度末		m ²	基準年度		m ²
			商業	前年度末	50,640.00	m ²	基準年度	50,640.00	m ²
			宿泊	前年度末		m ²	基準年度		m ²
			教育	前年度末		m ²	基準年度		m ²
			医療	前年度末		m ²	基準年度		m ²
			文化	前年度末		m ²	基準年度		m ²
			物流	前年度末	107,230.28	m ²	基準年度	88,656.00	m ²
駐車場	前年度末		72,758.95	m ²	基準年度	95,354.00	m ²		
工場その他上記以外	前年度末	3,009.18	m ²	基準年度	2,904.00	m ²			
事業の概要		水産物・青果物などの生鮮食料品等を販売するために、卸売市場法（昭和46年法律第35号：改正平成23年法律第82号）に基づき東京都が、農林水産大臣の認可を受けて開設する市場。 一日当たりの取扱数量は、水産物が1,821t、青果物が1,139tである。（平成23年） ※平成24年度事業概要より抜粋。							
敷地面積		230,836.00 m ²							

地球温暖化対策計画書

1 指定地球温暖化対策事業者の概要

(1-2) 指定地球温暖化対策事業者及び特定テナント等事業者の氏名

[illegible]

(3) 担当部署

計 画 の 担当部署	名 称		東京都中央卸売市場築地市場管理課
	連 絡 先	電 話 番 号	03(3547)8011
		ファクシミリ番号	03(3542)1376
		電子メールアドレス	S0000689@section.metro.tokyo.jp
公 表 の 担当部署	名 称		東京都中央卸売市場市場政策課
	連 絡 先	電 話 番 号	03(5320)5743
		ファクシミリ番号	03(5388)1590
		電子メールアドレス	S0000659@section.metro.tokyo.jp

(4) 地球温暖化対策計画書の公表方法

公表方法	☒ ホームページで公表	アドレス : http://www.shijou.metro.tokyo.jp
	☒ 窓 口 で 閲 覧	閲覧場所 : 東京都中央卸売市場市場政策課
		所在地 : 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
		閲覧可能時間 9:00-17:00
	☐ 冊 子	冊子名 :
		入手方法 :
	☐ そ の 他	

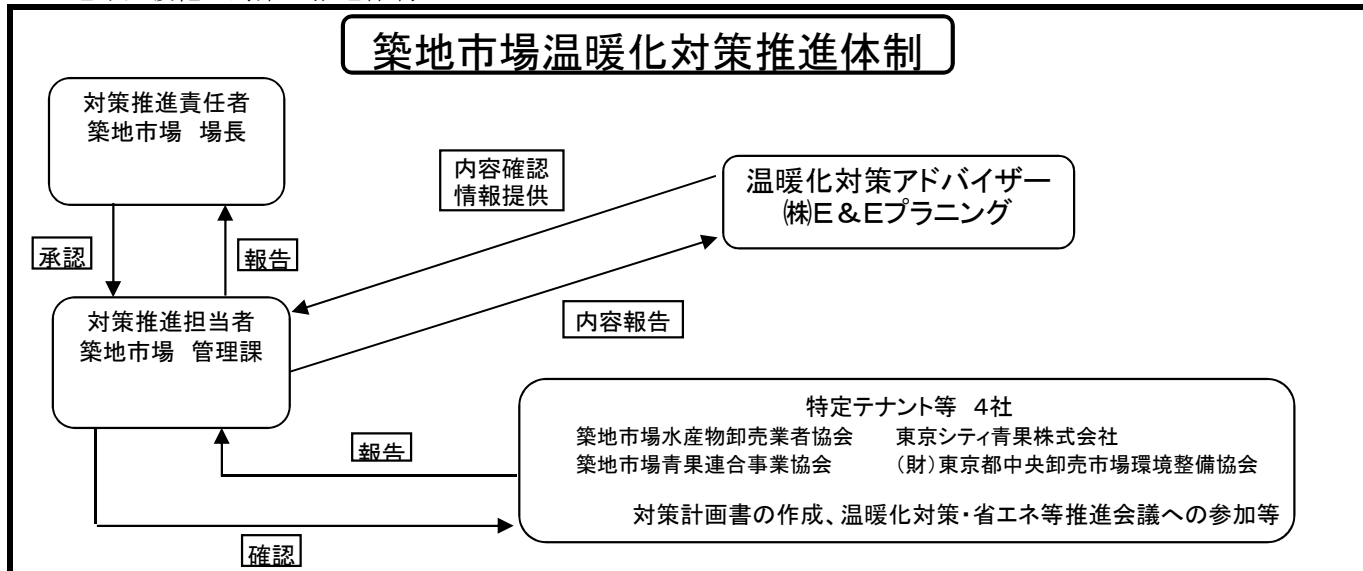
(5) 指定年度等

指定地球温暖化対策事業所	2009 年度	事業所の 使用開始年月日	●平成18年3月31日以前
特定地球温暖化対策事業所	2009 年度		○平成18年4月1日 以降
			年 月 日

2 地球温暖化の対策の推進に関する基本方針

- 最終年度における温室効果ガスの排出見込みは、基準年度比▲8%以上とする。
- 「築地市場温暖化対策・省エネルギー等推進員会議」の定期的な開催。

3 地球温暖化の対策の推進体制



4 温室効果ガス排出量の削減目標（自動車に係るものを除く。）

(1) 現在の削減計画期間の削減目標

計 画 期 間	2010 年度から 2014 年度まで					
削 減 目 標	特 定 温 室 効 果 ガ ス	最終年度における温室効果ガスの排出量は、基準年度比▲ 8 %以上とする。				
	特 定 温 室 効 果 ガ ス 以 外 の 温 室 効 果 ガ ス	節水等の呼びかけを行い、上水の使用量削減を目指す。				
削 減 義 務 の 概 要	基 準 排 出 量	30,235	t（二酸化炭素 換算）/年	削 減 義 務 率 の 区 分	I - 1	
	排 出 上 限 量 (削減義務期間合計)	139,085	t（二酸化炭素 換算）	平 均 削 減 義 務 率	8.0%	

(2) 次の削減計画期間以降の削減目標

計 画 期 間	2015 年度から 2019 年度まで	
削 減 目 標	特 定 温 室 効 果 ガ ス	移転のため不明。
	特 定 温 室 効 果 ガ ス 以 外 の 温 室 効 果 ガ ス	移転のため不明。

5 温室効果ガス排出量（自動車に係るものを除く。）

(1) 温室効果ガス排出量の推移

単位：t（二酸化炭素換算）

		2009 年度	2010 年度	2011 年度	年度	年度
特定温室効果ガス (エネルギー起源CO ₂)		28,010	27,449	25,364		
そ の 他 ガ ス	非エネルギー起源 二酸化炭素 (CO ₂)					
	メ タ ン (CH ₄)					
	一 酸 化 二 窒 素 (N ₂ O)					
	ハイトﾞロフルオロカーボン (HFC)					
	ハﾟｰフルオロカーボン (PFC)					
	六ふっ化いおう (SF ₆)					
	上 水 ・ 下 水	160	118	133		
合 計		28,170	27,567	25,497		

(2) 建物の延べ面積当たりの特定温室効果ガス年度排出量の状況

単位：kg（二酸化炭素換算）/㎡・年

	2009 年度	2010 年度	2011 年度	年度	年度
延 べ 面 積 当 たり 特 定 温 室 効 果 ガ ス 年 度 排 出 量	100.0	98.0	90.6		

6 総量削減義務に係る状況（特定地球温暖化対策事業所に該当する場合のみ記載）

(1) 基準排出量の算定方法

☒ 過去の実績排出量の平均値	基準年度：（ 2004, 2005, 2006年度 ）
☐ 排出標準原単位を用いる方法	
☐ その他	算定方法：（ ）

(2) 基準排出量の変更

変更年度	年度	変更理由	
変更年度	年度	変更理由	
変更年度	年度	変更理由	

(3) 削減義務率の区分

削減義務率の区分	I - 1
----------	-------

(4) 削減義務期間

2010 年度から	2014 年度まで
-----------	-----------

(5) 優良特定地球温暖化対策事業所の認定

	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度
特に優れた事業所への認定					
極めて優れた事業所への認定					

(6) 年度ごとの状況

単位：t（二酸化炭素換算）

		2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	削減義務期間合計
決定及び予定の量	基準排出量 (A)	30,235	30,235	30,235	30,235	30,235	151,175
	削減義務率 (B)	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%	
	排出上限量 (C = $\Sigma A - D$)						139,085
	削減義務量 (D = $\Sigma (A \times B)$)						12,090
実績	特定温室効果ガス排出量 (E)	27,449	25,364				52,813
	排出削減量 (F = A - E)	2,786	4,871				7,657

(7) 特定温室効果ガスの排出量の増減に影響を及ぼす要因の分析

1. 事業者の営業活動、特に取扱数量 卸売市場の経済活動の活発さを表す端的な指標であり、取扱量の増加とエネルギー消費量などの環境負荷の増加は、基本的に比例する。ただし、開設者・業界による温暖化対策によって温室効果ガスの排出を低減させる必要がある。
2. 場内利用車の増減 場内で荷役に用いられる車両（ターレット、フォークリフト等）について、電動化の推進などにより温室効果ガスの排出を低減させる必要がある。

7 温室効果ガス排出量の削減等の措置の計画及び実施状況（自動車に係るものを除く。）

対策 No	対策の区分		対 策 の 名 称	実 施 時 期	備 考
	区 分 番 号	区 分 名 称			
1	150100	15_受変電設備の管理	受電用特高変圧器の切替運転	期間内	
2	150200	15_照明設備の運用管理	高効率ランプへの更新	期間内	
3	150100	15_受変電設備の管理	トップランナー変圧器の導入	期間内	
4	150200	15_照明設備の運用管理	屋外照明の高効率化	期間内	
5	150200	15_照明設備の運用管理	インバータ照明器具の設置	期間内	
6	130300	13_換気設備の運転管理	省エネファンベルトへの更新	期間内	
7	130100	13_空気調和の管理	温湿度の適正管理	期間内	
8	130200	13_空気調和設備の効率管理	駐車場CO2等濃度制御システムの導入	期間内	
9	340500	34_熱の動力等への変換の合理化に関する措置	ターレット式構内運搬自動車の電動化	期間内	
10	340500	34_熱の動力等への変換の合理化に関する措置	フォークリフトの電動化	期間内	
11					
12					
13					
14					
15					

8 事業者として実施した対策の内容及び対策実施状況に関する自己評価（自動車に係るものを除く。）

以下、項目7で記載した対策について述べる。

対策1「受電用特高変圧器の切替運転」

当市場内にある特別高圧電気用の変圧器について、従来は2台並列運転としていたものを、1台単独運転に変更することにより、変圧器内での損失を半減させたものである。旧制度中に実施し、特に問題もなかったため、今後も継続することとした。

対策2「高効率ランプへの更新」

当市場では、主に屋内で生鮮食料品を取引することから、水産物仲卸業者を中心に白熱球が使用されてきたが、省エネ的な観点から「電球型蛍光灯」への交換を場内業者にお願いしている。旧制度中に実施し、一定の成果をあげることができたので、今後も継続することにした。

対策3「トッランナー変圧器の導入」

当市場がもつ160台の変圧器について、順次トッランナー基準のものに更新を行なっていくことで、無負荷損の低減をはかる。旧制度中に実施し、一定の成果をあげることができたので、今後も継続することにした。

対策4「屋外照明の高効率化」

当市場がもつ787灯の高圧水銀ランプをメタルハライドランプに順次更新していくことで、必要な電力を削減する。旧制度中に実施し、一定の成果をあげることができたので、今後も継続することにした。

対策5「インバーター照明器具の設置」

場内の通路照明を中心に、蛍光灯（40W型）を（Hf32型に）更新することで、必要な電力を削減する。旧制度中に実施し、一定の成果をあげることができたので、今後も継続することにした。

対策6「省エネファンベルトへの更新」

場内換気設備等に使用されているファンベルトを省エネ型に順次更新することで、必要な電力量を削減する。旧制度中に実施し、一定の成果をあげることができたので、今後も継続することにした。

対策7「温湿度の適正管理」

東京都の事務室において、室内温度を夏季28度、冬季20度に設定することで、必要なエネルギー量の低減をはかる。旧制度中に実施し、一定の成果をあげることができたので、今後も継続することにした。

対策8「駐車場CO2濃度システムの導入」

勝どき門立体駐車場の地下において、換気設備はタイマー制御運転とされていたが、CO2濃度制御を導入し、換気風量、運転時間等を必要最低限とする。旧制度中に実施し、一定の成果をあげることができたので、今後も継続することにした。

対策9「ターレット式構内運搬自動車の電動化」

当市場内で荷役に利用されるターレット式構内運搬自動車について、使用燃料としてガソリンが使用されている。これを電動車への更新することで、必要なエネルギー量の低減をはかる。旧制度中に実施し、一定の成果をあげることができたので、今後も継続することにした。

対策10「フォークリフトの電動化」

当市場内で荷役に利用されるフォークリフトについて、使用燃料としてLPGガスとガソリンが使用されている。これを電動車への更新することで、必要なエネルギー量の低減をはかる。旧制度中に実施し、一定の成果をあげることができたので、今後も継続することにした。

9 自動車に係る地球温暖化の対策

(1) 自動車を自ら使用する場合の地球温暖化の対策

対策内容	なし（自ら使用しない）
------	-------------

(2) 他者の自動車を利用する場合の地球温暖化の対策

ア 基本方針

基本方針	場内利用者のアイドリングストップ
------	------------------

イ 他者の自動車を利用する場合の地球温暖化の対策

		取組状況				
		実施中	今後実施	検討中	実施しない	該当しない
☐ 自らの貨物等の搬入のため他者の自動車を利用しているとき。						
☒ 施設利用者等の貨物等の搬入等のため指定地球温暖化対策事業者以外の者の自動車を利用しているとき。						
低公害・低燃費車等の利用割合の向上	低公害・低燃費車の利用割合の向上	○				
	利用者への呼びかけ。					
	環境負荷の大きな自動車の利用抑制	○				
	都環境局、主税局等の燃料、排気ガス等各種調査への協力と協同実施。ディーゼル車規制等のチラシ配付。					
物流効率化の推進による交通量の抑制	荷捌き場の整備、共同輸配送の働きかけ（買荷保管所の整備）	○				
エコドライブの推進	アイドリングストップの呼びかけ。	○				
体制の整備	築地市場地球温暖化対策・省エネルギー等推進委員会に参加。 （自動車部門として特別な体制はない。）					○
貨物輸送以外の自動車交通量対策	時間別の入場制限を行っている。	○				
事業所に搬入される貨物等1トンキロ当たりの二酸化炭素（CO ₂ ）排出量		k g / t ・ k m				